

1. 申込み資格

入居申込み資格 (1)～(6)に当てはまる方、または(2)を除く全てに該当する独身者(単身入居に限る)

- (1) 熊本市内に住所または勤務場所があること。ただし、以下の①、②に該当する方を除く。
 - ①ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者または配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方で、次のいずれかに該当する方
 - (ア)配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない方(婦人相談所長の証明書を有する方)
 - (イ)配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方(裁判所の保護命令決定書の写しを有する方)
- (2) 現在同居し、または同居しようとする親族*がいること。

*申込者の3親等内の方を言います。また、申込者および親族と次の関係にある方も含みます。

 - ①戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄が「妻(未届)」または「夫(未届)」である方。
 - ②熊本市パートナーシップ宣誓制度に基づく宣誓書受領証をお持ちの方。
 - ③婚約者(ただし入居資格審査最終日までに婚姻届の提出が必要です)。
 - ④夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや、他に扶養すべき人のある親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
- (3) 申込み世帯の収入が、公営住宅法の基準の範囲内であること。(2ページ収入基準表参照)
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな方であること。
 - ①持家を有している方は申込みできません。

*ただし「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者を除きます。
 - ②市営及び県営住宅等すでに公営住宅に入居中の方は申込みできません。

*ただし同居人(市の同居承認を受けている方)の世帯分離や、障がい・高齢により住居の移動が必要と認められている方などを除きます。
- (5) 市税及び市営住宅使用料等の滞納がないこと。
- (6) 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

単身入居における注意事項

- 身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする方で、常時の介護を受けることができない方は申込みできません。
- 常時の介護を必要とする方については、心身の障がいの状況及び介護状況の内容等を調査したり、入居資格判断の際に、介護関係部署に意見を求めることがあります。

2. 入居収入基準

収入基準表

	階層	公営住宅	改良住宅
		政令月収（円）	政令月収（円）
一般	第1階層	0～104,000	0～114,000
	第2階層	104,001～123,000	
	第3階層	123,001～139,000	
	第4階層	139,001～158,000	
裁量	第5階層	158,001～186,000	114,001～139,000
	第6階層	186,001～214,000	

※一般階層の世帯で、月収額が158,001円（改良住宅は114,001円）以上ある場合は申込みできません。

※裁量階層の世帯で、月収額が214,001円（改良住宅は139,001円）以上ある場合は申込みできません。

裁量階層とは・・・

次の①から⑦のいずれかに該当する世帯は、裁量階層です。

- ① 入居申込者または同居者に、障害者基本法第2条に規定する障がい者で、その障がいの程度が次のいずれかに該当する方がいる場合
 - (ア) 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までの障がいの程度がある方
 - (イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の障がいの程度がある方
 - (ウ) 知的障がい者（イと同程度の障がい）がいる世帯
- ② 恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症に該当する方（戦傷病者手帳の交付を受けている方）
- ③ 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている方（被爆者手帳の交付を受けている方）
- ④ 海外からの引揚者で、本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑤ 入居申込者が満60歳以上の方で、同居者がいる時はいずれもが満60歳以上の方または18歳未満の方である場合
- ⑥ ハンセン病療養所入所者等
- ⑦ 小学校就学前の子供のいる世帯

※裁量階層の資格がなくなった場合は、入居年数に応じ民間並みの市場家賃まで上昇します。

一般階層とは・・・

上記の裁量階層の要件のいずれにも該当しない世帯が、一般階層にあたります。